

別表第二号第6 人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

1 1枚目

無線局事項書										※整理番号	
1 申請(届出)の区分		<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許		2 無線局の種類 別コード		3 免許の番号		4 欠格事由		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5 開設、継続開設又は変更を必要とする理由						7 希望する運用許 容時間					
6 申請(届出)者名等						法人又は団体 フリガナ		8 工事落成の予定 期日		<input type="checkbox"/> 日付指定：____.____.____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日目の日	
						法人団体の 別		フリガナ		9 免許の年月日	
<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体		コード []		代表者名		11 希望する免許の 有効期間		12 最初の免許の年 月日			
		姓		フリガナ		名		フリガナ		13 運用開始の予定 期日	
住所		フリガナ		郵便番号		電話番号		14 無線局の目的コード		15 通信事 項コード	
		都道府県—市区町村コード []		—		—		<input type="checkbox"/> 従たる目的 <input type="checkbox"/> 従たる目的		16 通信の 相手方	
17 識別信号				18 人工衛星の名称				19 電波の型式並びに希 望する周波数の範囲及 び空中線電力			

短

辺

長

辺

(日本工業規格A列4番)

2 2枚目

短

辺

		20 無線局の区別		※整理番号	
21 人工衛星の軌道又は位置	対地静止衛星	対地静止衛星軌道		緯度の変動幅	
	対地静止衛星以外の人工衛星	軌道の傾斜角	周期	遠地点の高度	近地点の高度
				コード []	
22 打上げ予定時期	23 使用可能期間		24 軌道に関する事項		
25 目的を遂行できる位置の範囲					
26 予備衛星の数	27 同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるもの				
	宇宙物体の数		打上げ予定時期		
28 人工衛星の打上げ場所				29 人工衛星の国際標識番号	
30 人工衛星の姿勢制御方式					
31 人工衛星の所有者				32 人工衛星を打ち上げるために使用するロケットの種類	
33 受信のみを目的とする無線設備の設置場所又は移動範囲					
34 備考					

長

辺

(日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄							備 考
1 免許の申請 の場合	1 11 19 26 33	2 13 20 27 34	4 14 21 28	5 15 22 29	6 16 23 30	7 17 24 31	8 18 25 32	
2 変更の申請 又は届出を行 う場合	1 9 20	2 (注1) (注2)	3(注1)		5 10	6 (注1)		(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 21の欄から34の欄までに 変更がある場合に限る。
3 再免許の申 請の場合	1 9 23	2 10 29	3 11	4 17	5 18	6 19	7 20	

2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する口にレ印を付けること。

4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。この場合、複数の無線局を一括して記載する場合は、「関字第12345号～関字第12350号」、「関字第12345号、関字第12350号」のように記載すること。

6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する口にレ印を付けること。

7 5の欄の記載は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。

(2) 再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6か月中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること(第16条第1項第7号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。)

(3) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じであることを記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の

申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

- (4) 電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。また、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とする電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以降3年以内の本邦内と本邦外との通信量の比率を記載すること。

8 6の欄の記載は、次によること。

- (1) 氏名又は名称の欄は、次によること。

ア 法人団体の別の欄は、法人又は団体の区別により該当する□にレ印を付けること。

イ 申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び代表者名の欄に代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

- (2) 住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16. 10. 1」のように記載すること。

11 9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

12 10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

13 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14 13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

15 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

- 16 15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 17 16の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いて自らの衛星一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には「免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。
- 18 17の欄は、次の区分に従い、記載すること。
- (1) 免許の申請の場合
希望する識別信号
- (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)
- 19 18の欄は、人工衛星の名称を「N—SAT—110」のように記載すること。
- 20 19の欄の記載は、次によること。
- (1) 電波の型式は、次によること。
- ア 多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。
- イ 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。
- ウ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第2号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のを電波の型式に冠して記載することができる。
- (ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。
- (イ) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記 載 方 法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

- (2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波

数を記載することができるほか、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔何波」又は「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。

- (3) 空中線電力は、周波数ごとに希望する最大空中線電力を記載すること。
- 21 20の欄の記載は、当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載すること。
- 22 21の欄の記載は、次によること。
 - (1) 対地静止衛星の場合
 - ア 対地静止衛星軌道の欄は、「東経135°」のように記載すること。
 - イ 緯度の変動幅及び経度の変動幅の各欄は、「±0.1°」のように記載すること。
 - (2) 対地静止衛星以外の人工衛星の場合
 - ア 軌道の傾斜角の欄は、「45°」のように記載すること。
 - イ 周期の欄は、分単位で記載すること。
 - ウ 遠地点の高度及び近地点の高度の各欄は、キロメートル単位で記載すること。
 - エ 軌道の種類は、コード表により記載すること。
- 23 22の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日(既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日)を記載すること。
- 24 23の欄は、「15年(平成何年まで)」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。
- 25 24の欄は、21の欄で記載した人工衛星の軌道又は位置の欄以外の、人工衛星局の設置場所等に係る情報(ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など)に関して記載すること。
- 26 25の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。
- 27 26の欄は、予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局(宇宙局を含む。以下同じ。)が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、軌道予備となつているものの数を「1機」のように記載すること。
- 28 27の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り、人工衛星の数の欄に開設される人工衛星局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄に当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。
- 29 28の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本 種子島宇宙センター」のように記載すること。
- 30 29の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。
- 31 30の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。
- 32 31の欄の記載は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。
- 33 32の欄は、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。
- 34 33の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を、移動する受信設備の場合にあつては、移動範囲を記載すること。
- 35 34の欄の記載は、次によること。

- (1) 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
 - (2) 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。
 - (3) 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなっている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。
 - (4) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
 - (5) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
 - (6) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- 36 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 37 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。
- 38 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。